

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

税理士法基本通達制定

Q : 税理士法基本通達が制定されたそうですが、内容を教えてください。

A : 税理士法人の職務内容の細目や、登録手続き等について明記されています。

【解説】

国税庁はこのほど、税理士法基本通達を制定しました。今回まとめられた通達は、23年振りの大改正となった税理士法に対応した項目にとどまらず、昭和27年に制定された税理士法に関する基本通達についてや、昭和35年の税理士業務に関することについて、など過去にまとめられた通達も整理・統合されています。

通達では、税理士法人の業務に関し、税理士業務に付随しない財務に関する事務について、「他の法律において制限されているものを除けば、定款に定めることにより行うことができる」としています。

また、税理士法人の設立には社員である税理士が2人以上必要であることや、法人の事務所には従たる事務所を含み、各事務所に1人以上の社員税理士を常駐させなければならないこと、競業禁止規定についても留意点が示されています。

補助税理士については、「税理士法人が委嘱を受けた事案について、自らの名前で税理士業務を行うことができる」ことが定められています。

その他、税理士試験についてや、登録関係、税理士の権利及び義務等についても記載されています。

